フラワーロールちゃん
定期積金
（しんきん傷害保険付定期積金）

フラワーロールちゃん

「フラワーロールちゃん定期積金」は、新しいカタチの定期積金。
ご自分のライフプランに合わせて夢の実現のために、コツコツ毎月積立てましょう。
傷害保険付なのでもしもの時はご家族の安心もカバーします。
５年後のご自分に、ご家族にとびきりの笑顔を贈ります。

お子さまやお孫さんの教育資金に!!
結婚資金に!!　リフォーム資金に!!

などなど、目的に合わせた積み立てを・・・

取扱期間　平成２１年１０月３０日まで

お子さまの教育資金が確実に
安心してご準備いただけます。
高校・大学と入学が決まってからでは大変！
お子さまの成長にあわせて
コツコツ貯めてはいかがですか！

保険料は無料です。

保険料は信金中央金庫が負担いたします。

花巻信用金庫
Face to Face　TEL.0198-23-5311

フラワーロールちゃん
定期積金
（しんきん傷害保険付定期積金）

「フラワーロールちゃん定期積金」は貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です。
付帯される保険は、信金中央金庫を保険契約者、「フラワーロールちゃん定期積金」のご契約者を被保険者とする保険契約です。
もちろん保険料について、お客様の負担は一切ございません。

だから・・ **大切な目的や夢を実現するための、資金積立にピッタリ！！**

定期積金掛金表（ご参考）

（単位：円）

月々の掛金	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
10,000	120,000	240,000	360,000	480,000	600,000
20,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000
30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000
50,000	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,000,000

（表1）

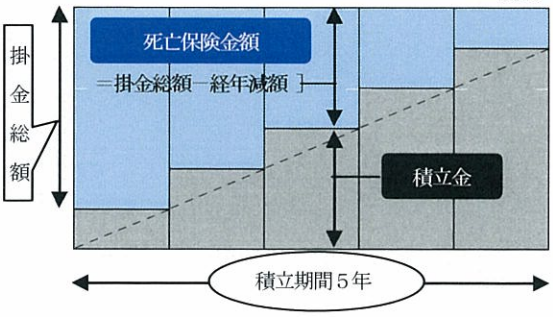

商品内容

商品名	フラワーロールちゃん定期積金
販売対象	個人の方
契約期間	定期積金契約　5年（60回）
預入方法	10,000円以上5,000円単位。毎月一定額を定められた日に払込みとします。
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。
税金	給付補てん金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による掛金の払込みも可能です。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別途所定の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

付帯される傷害保険の概要		
	保険契約者	信金中央金庫
	被保険者	定期積金契約者本人
	保険の対象	国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ亡くなられた場合や入院、手術をされた場合に保険金をお支払いします。
	お支払いする保険金	【傷害死亡保険金】 事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年間については、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。2年目以降については、掛金総額から毎年、初回掛金の12倍(1年分)の金額分ずつ減額した金額となります。(表1をご参照ください) 【傷害入院保険金】 事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.1%の金額を保険金としてお支払いします。 【傷害手術保険金】 入院保険金をお支払いする場合で、その治療のために事故の日からその日を含めて 180 日以内に所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍（1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い倍率）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1事故によるケガについて、1回の手術に限ります。 ※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
	保険金をお支払いできない主な場合	◎保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意によるケガ ◎けんかや自殺・犯罪行為を行なうことによるケガ ◎無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ◎脳疾患・疾病・心神喪失等によるケガ ◎地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ◎以下の職業に従事中に被ったケガ　カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業　　など

※基準日：平成21年8月3日現在